

○君津市における軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

1 制度の概要

軽度者（要支援1、要支援2及び要介護1）の方は、その状態像から見て使用が想定しにくい表1の「対象外種目」の福祉用具貸与費について、原則として介護報酬を算定できません。また、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）については、要介護2及び要介護3の方であっても原則として介護報酬を算定できません。ただし、表1の厚生労働大臣が定める者のイの状態像に応じ、利用が想定される対象外種目については、例外的に算定が可能です。

また、表1の厚生労働大臣が定める者のイの状態像に該当しない場合であっても、表2のi)からiii)に該当する旨が医師の医学的所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具が特に必要である旨が判断されている場合、これらを市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断します。

君津市においては、表1及び表2の項目「取扱い」の※1から※5に該当する場合、居宅介護支援事業所等は君津市へ軽度者福祉用具貸与特例申請（以下、「特例申請」という。）を行い、適切に判断されたこと等を確認した上で、君津市から通知する軽度者福祉用具貸与取決め書（以下、「取決め書」という。）の内容により例外的な算定が可能となります。

2 特例申請提出書類

- (1) 軽度者福祉用具貸与特例申請書
- (2) ケアプラン（居宅サービス計画書（1）（2）又は介護予防サービス・支援計画表）
- (3) サービス利用票・別表（貸与品別の単位が確認できるもの）
- (4) サービス担当者会議の記録

ア 福祉用具貸与品の必要性が主治医意見書に記載されている場合、その内容を会議録に記録する。主治医意見書に記載がない場合は、主治医等から聴取した内容を会議録に記録する。（○年○月○日、病院名、医師名、医学的所見に基づいた疾病名を含むi～iiiの意見、福祉用具貸与品の必要性の意見等）

イ 主治医等から得た意見を踏まえ、各々の福祉用具貸与品を検討し、日常生活上、特に必要と判断した内容をサービス担当者会議録に記録する。

※安全確保が特に重要な電動車いすについては、身体状況・使用環境・操作能力等を踏まえ、家族や関連職種等で利用者が安全に問題なく使用できると判断した内容も併せて記録する。

3 留意点

- (1) 特例申請に係る貸与品の介護保険請求は、君津市から通知する取決め書の内容を確認した上で行うこと。
- (2) 利用者負担を配慮し、特例申請に係る貸与品の利用は、君津市から通知する取決め書の内容を確認後、開始することを原則とする。
- (3) 緊急等やむを得ない場合は、特例申請が貸与開始後であっても必要性の判断等が適切に行われていることを前提に、最大で特例申請を受領した日の属する月の1日まで遡及して確認する。ただし、貸与を開始する場合は、介護保険対象外となる可能性について利用者の同意を得ること。
- (4) 介護認定新規・区分変更申請中等により、暫定で福祉用具貸与を開始する場合は、貸与前に主治医の意見聴取及びサービス担当者会議開催、プラン作成（同意含む）等を行い、認定結果確認後、特例申請を行うこと。貸与の必要性の判断が適切に行われている場合には、遡及して確認する。ただし、貸与を開始する場合は、介護保険対象外となる可能性について利用者の同意を得ること。
- (5) 取決め書で定められた福祉用具貸与有効期間中は、ケアマネジャー等が貸与品の必要性や安全性について確認を継続的に行い、貸与中止の必要がある場合は速やかに対処すること。
- (6) 取決め書で定められた福祉用具貸与有効期間中に、介護認定区分変更申請等で変更後の介護度が軽度者の場合は、再度特例申請を行うこと。

表 1

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	該当基本調査結果	取扱い
車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	1-7「3.できない」	申請不要 算定可能
	(二) 日常生活範囲における移動の 支援が特に必要と認められる 者	基本調査結果がない ため、居宅介護支援事 業所等が主治医から 得た情報及びサービ ス担当者会議を通じ た適切なケアマネジ メントにより判断	※1 申請が必要 左欄の判断及び福祉 用具貸与品の必要性 の判断を確認し文書 により通知
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者	1-4「3.できない」	申請不要 算定可能
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	1-3「3.できない」	申請不要 算定可能
床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3「3.できない」	申請不要 算定可能
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障 がある者	3-1「1.調査対象者が 意思を他者に伝達で きる」以外又は 3-2～3-7 のいずれか が「2.できない」又は 3-8～4-15のいずれが 「1.ない」以外、その 他、主治医意見書にお いて、認知症の症状が ある旨が記載されて いる場合も含む。	申請不要 算定可能
	(二) 移動において全介助を必要と しない者	2-2「4.全介助」以外	申請不要 算定可能
移動用リフト (つり具の部 分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な 者	1-8「3.できない」	申請不要 算定可能
	昇降座椅子はここで判断 (二) 移乗が一部介助又は全介助を 必要とする者	2-1「3.一部介助」又は 「4.全介助」	申請不要 算定可能
	段差解消機はここで判断 (三) 生活環境において段差の解消 が必要と認められる者	基本調査結果がない ため、居宅介護支援事 業所等が主治医から 得た情報及びサービ ス担当者会議を通じ た適切なケアマネジ メントにより判断	※2 申請が必要 左欄の判断及び福祉 用具貸与品の必要性 の判断を確認し文書 により通知
自動排泄処理 装置（尿のみ を自動的に吸 引する機能の ものを除く）	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者	2-6「4.全介助」	申請不要 算定可能
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	2-1「4.全介助」	申請不要 算定可能

表 2

医学的所見に基づき判断	例	取扱い
i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める状態に該当する者	パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象	※3 申請が必要 i～iiiの医学的所見に基づく判断かつ適切なマネジメントにより福祉用具貸与品が特に必要である旨の判断を確認し文書により通知
ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める状態に至ることが確実に見込まれる者	がん末期の急速な状態悪化	※4 申請が必要 i～iiiの医学的所見に基づく判断かつ適切なマネジメントにより福祉用具貸与品が特に必要である旨の判断を確認し文書により通知
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から頻繁に告示で定める状態に該当する者	ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避	※5 申請が必要 i～iiiの医学的所見に基づく判断かつ適切なマネジメントにより福祉用具貸与品が特に必要である旨の判断を確認し文書により通知

【参考】

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第 2 の 9（2）

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号）別紙 1 第 2 の 11 【10】（2）